

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和2年9月28日（月）午後7時00分～午後7時43分

場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

1番委員 柏沼 行雄（教育長）

2番委員 和田 重宏（教育長職務代理者）

3番委員 吉田 真理

4番委員 森本 浩司

5番委員 益田 麻衣子

3 説明員等氏名

教育部長 北村 洋子

文化部長 石川 幸彦

教育部副部長 飯田 義一

教育部管理監 鈴木 寛

文化部副部長 古矢 智子

教育総務課長 下澤 伸也

学校安全課長 鈴木 一彰

教育指導課長 石井 美佐子

教育指導課指導主事 岩立 忠

(事務局)

教育総務課副課長 府川 雅彦

教育総務課主査 菊川 香織

4 議事日程

日程第1 議案第33号 小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を
定める規則について (図書館)

日程第2 議案第34号 小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
(図書館)

日程第3 議案第35号 小田原市図書館協議会規則の一部を改正する規則について
(図書館)

5 協議事項

(1) I C Tを活用した教育の基本的な考え方について (教育指導課)

6 報告事項

(1) 学校施設開放について (教育総務課)

7 議事等の概要

(1) 教育長開会宣言

柏沼教育長…本日の出席者は5人で定足数に達しております。

- (2) 8月定例会会議録の承認
- (3) 会議録署名委員の決定…森本委員、益田委員に決定
- (4) 日程第1 議案第33号 小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則について (図書館)
- 日程第2 議案第34号 小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について (図書館)
- 日程第3 議案第35号 小田原市図書館協議会規則の一部を改正する規則について (図書館)

○文化部副部長 それでは、私から、図書館関係の議案第33号から議案第35号までを一括して御説明申し上げます。

これらの規則制定・改正につきましては、小田原駅東口図書館の開館日が令和2年10月19日に決定したことにより、小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定めるとともに、改正条例の施行に伴う所要の整備を行うものでございます。

はじめに、議案第33号の小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則について、御説明申し上げます。議案書をおめくりいただき、資料2ページ目の議案説明資料を御覧ください。

「内容」として記載のとおり、本条例附則ただし書に規定する小田原駅東口図書館を設置する内容の改正規定の施行期日を令和2年10月19日とするものでございます。

次に、議案第34号の小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。議案書をおめくりいただき資料2ページ目の議案説明資料を御覧ください。

「内容」として記載のとおり、小田原市図書館条例の一部改正により、図書館の休館日、開館時間、入館の制限等に係る事項が条例で定められることに伴い、これらの事項に係る規定を削除等するものでございます。なお、本規則の適用につきましては令和2年10月19日とするものでございます。

次に、議案第35号の小田原市図書館協議会規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。議案書をおめくりいただき資料2ページ目の議案説明資料を御覧ください。

「内容」として記載のとおり、小田原市図書館条例の一部改正により、図書館条例の条項に移動が生じることに伴い、当該移動が生じる条項を引用する規定の整備等を行うものでございます。

なお、本規則の適用につきましても、令和2年10月19日とするものでございます。

私からの説明は、以上でございます。

(質疑・意見等なし)

一括採決…全員賛成により原案のとおり可決

○柏沼教育長 以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(文化部職員 退席)

(5) 協議事項 (1) I C Tを活用した教育の基本的な考え方について (教育指導課)

○教育指導課長 それでは、御説明しますので、資料1を御覧ください。

国のG I G Aスクール構想に基づき、小田原市では令和3年4月から、児童生徒1人1台の学習用端末と校内の高速大容量無線L A Nを運用してまいります。本格的な運用を開始するにあたり、I C Tを活用した教育をどのように進めていくのか、その基本的な考え方を整理していきたいと考えています。この資料は、現段階での事務局の考え方となります。本日、委員の皆様から御意見をいただきまして、今後の方向性を含めて検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

1の「I C T活用のイメージ」でございます。この図については、将来的にこのように活用していきたいという、考えを整理したものです。ハードウェアとしては、児童生徒1人1台、教職員用として学級数分の学習用端末と、高速の校内無線L A Nのほか、プログラミング教材などの周辺機器を整備いたします。

学校では、一斉学習、個別学習、協働学習に活用するとともに、家庭学習や登校支援で活用することを目指してまいります。また、臨時休業への備えとしてI C Tの活用を考えています。

なお、令和3年度から、I C T支援員が月に2回各校を訪問しまして、児童生徒や教職員の機器の活用をサポートしてまいります。これらのI C T環境を最大限有効活用しまして

「1人1人に個別最適化された学び」や「学びのあり方を問い合わせし、主体的・対話的で深い学び」を実現すること、そして、「子供たちの学びを止めない環境を整備」することを目指していきます。

資料の裏面を御覧ください。2「I C T活用の内容」としまして具体的な内容を記載しています。(1)の学校における活用ですが、先ほども御説明しました通り、一斉の場面、個別の場面、協働の場面で活用してまいります。アからキに記載しましたのは、ソフトウェア等の内容になっております。

まず、アの「G suite for Education」です。これはGoogleが教育機関向けに提供しているクラウド型の学習ツールです。文書作成や発表資料作成、表計算などのソフトウェアのほか、ビデオ対話などのソフトウェアを統合したものになります。その中に「Classroom」というソフトウェアがございますが、そのソフトウェアを使用しまして、教員と児童生徒の課題の配付・回収など、教員や児童生徒がオンライン上でコミュニケーションを図ができるものとなっています。授業での活用のほか、臨時休業を行うような状況となった場合に使用することも想定しています。

次にイ「ドリルパーク」でございます。小学校4教科、中学校5教科に対応するいわゆる学習ドリルのI C T版となる個別学習ソフトウェアでございます。児童生徒一人一人の進度に応じた学習ができ、教員はその状況を把握して指導に生かしていくことができます。

ウの「Netop Vision」は教員の授業の進行をサポートする画面共有のサービスソフトウェアになります。児童生徒の画面のモニタリングやロックができることで、授業をスムーズに

進行できるようにするものでございます。エの「オクリンク」は小学校のみとなります。小学生でも簡単に操作できる発表資料を作成するためのソフトウェアで、児童同士、それぞれの資料を送り合って学ぶこともできます。

オの「eboard」、カの「NHK for School」は主に学習動画を視聴するサイトとなっております。キの教科書のQRコードの活用とあわせて、オ、カ、キにつきましては学習内容の理解を深めるために活用していく考えでございます。

次に（2）家庭における活用ですが、これは令和3年度からすぐに、ということではなく、将来的には家庭学習でもICTを活用できるようにしていきたいと考えていますので、本日この後、御意見頂ければと思います。家庭では、ドリルパーク、インターネットを活用した調べ学習、学習動画の視聴により予習復習などを現在では想定しております。

（3）登校支援における活用としまして、様々な事情で登校しない、できない児童生徒への支援として、ICTの活用が有効であると考えていますので、今後具体的に検討していく予定でございます。

次のページ（4）臨時休業等における活用です。児童生徒が登校できない状況となった場合におきましても学びを止めないためにICTを活用していきたいと考えております。児童生徒や保護者のコミュニケーションを図る手段、それから学習課題の配布や回収、学習状況の把握、民間の既存コンテンツの積極的な活用に取り組んでまいります。

（5）に情報活用能力の育成を挙げております。インターネットやデジタルデバイス、そしてAI、といった情報技術が、日常生活の一部となり、私たちの身近に当たり前に存在するこれから社会におきましては、それらの技術や機器の扱い、そして、自分自身はもちろん、機器の向こうにいる他者を尊重することの大切さなど、必要な知識とその知識を適切に活用する態度やモラルを育てていく必要があります。児童生徒の情報モラルの育成につきましては、教育指導課としても重要な課題として、これから具体的な取組を検討してまいりますが、これには、学校と家庭とが同一歩調で取り組むことが必要不可欠であると考えております。今後、学校や保護者との具体的な連携について、急ぎ検討していきたいと考えています。

最後に、3教育委員会の取組でございます。今後の取組としまして、（1）学習コンテンツの充実、（2）家庭学習の充実に向けた支援、（3）教員の研究・研修、（4）ICT支援員の配置、（5）検証体制を挙げています。それぞれの具体的な内容につきましても今後検討とさせていただきたいと思います。

説明は以上でございますが、冒頭申し上げましたとおり、委員の皆様から御意見を頂戴して、市としての考え方を明確にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、A3版で追加資料としています「新しい学び方で、より深い学びを。GIGAスクール構想の実現」という資料を追加させていただきました。こちらにつきましては9月の中旬に市内の全小中学校の保護者向けにお配りしたものとなっておりますので、合わせて御覧いただければと思います。

(質疑)

○益田委員 一つ教えていただきたいのですが、ＩＣＴ支援員さんによるサポートとあります、どのような方を採用していくのでしょうか。

○教育指導課指導主事 ＩＣＴ支援員でございますが、今回のネットワークのプロポーザルで選定した株式会社ＪＭＣ神奈川中央支店にお願いをして、ＩＣＴ支援として専門的な知識を持った人を配置していくものです。

○益田委員 何人くらいで各校をまわられるのでしょうか。

○教育指導課指導主事 各校に月に2回まわるようになるのですが、ちょっと確実な数字は持っていないますが、5名程度で各校まわっていくと聞いております。正確な数字が手元にございませんが。

○吉田委員 こういう教育ができる準備をされるのは素晴らしいと思うのですが、家庭のほうでの戸惑いもあると思います。教員の研究や研修はあるのですが、保護者への研修とか、一枚配ってもコロナ禍で集まれないということもありますが、保護者としてはよくわからないという状況だと思います。是非保護者に対しても丁寧な説明をお願いします。保護者が慣れないとしても大人ですので、理解もよくできると思います。お子さんの学習に関して家庭でも見られるようなＩＣＴ化になるとよいと思います。端末になっているから保護者は家では分からぬということになると困りますので、保護者が皆よくわかって、難しいかもしれませんのが家庭差が出ないように研修をしていただければありがたいのですが、計画とかありますでしょうか。

○教育指導課指導主事 保護者の方が使えるようにということですが、保護者向けの研修等は現在計画してございません。ただ、マニュアルですとか、使い方の動画等保護者の方にも御理解いただけるようなものの準備を考えております。更に学習用端末のページの中に小田原市のポータルサイトのようなものを設置して、それぞれに使い方、マニュアルですとかを見られるものができたらいふことで検討しているところです。

○益田委員 吉田委員がおっしゃっていたことについて付け加えてですが、前回の時にWi-Fiの環境すらない世帯が500世帯ということだったので、そもそも御家庭にWi-Fiがない環境にいらっしゃる保護者の方が、自分で動画に入って、説明を見てみようなんて、なかなかそこまでいかないと思うのです。できる方と任せっきりになってしまふ御家庭との差が出てきてしまう。という恐れがあると思っていて、申し訳ありませんが、A4の資料を拝見させていただきましたけれど、そもそもGIGAスクール構想という言葉自体から分からぬという拒否感を持たれてしまうと、そこからもう手を離してしまう可能性があるので、そこをコロナで学校に集まれないですが、保護者としてはどういう教育をしていくのかというのは興味のあることなので、できるだけ優しく直接対面ができたら、先生の言葉、学校側の言葉で伝えていってもらいたいなと思いますので、その辺をよろしくお願ひいたします。

○教育指導課指導主事 確かに保護者の方によって、ＩＣＴに対する理解の程度は違うのかなと思います。研修に代わるもの、使い方や子供たちへの関わり方を御理解していただけますかを検討してまいります。

○和田委員　　ＩＣＴ活用というのは時代の流れでは当然のことだとは思います。テレビ等の教育番組の中で、ＩＣＴの良さというのは言われていますよね。専門家も含めて、いいんだという意見が強く主張されていると思います。だけど、いいものこそ落とし穴がある。そういう面をきちんと検討していかなければならぬのではないかと思います。テレビを見ているといいんだ、いいんだと専門家の先生がおっしゃる中で、一番危惧するのは実体験の機会がこれによってすごく損なわれてしまうのではないかということです。例えば、低学年の子供たちにとっては遊びの時間のようにただ単にＩＣＴではない体験によって成長の糧を得るものってたくさんあると思うのです。そのところの対策を同時に教育委員会としては持つていかなければならないのではないかと思います。

二つ目は小学校と中学校と分けて説明されておりましたけれども小学校低学年と高学年はまるっきり違いますので、きめ細やかな、特に小学校低学年への対応というのは、直接親たちも一番関係するところだと思うので、例えば算数の授業、家庭学習で低学年の内容だと親も分かるわけですよ。ずっと親の監視のもとで勉強させられるという子供にとってはつらい時間になるのではないかという指摘があったのですよ。小学校というのは1年から6年まで全部一括というわけにはいかないかなと。

三つ目はこれがあると不登校対策はしやすくなるなという面があつて、やはり家にいても勉強したいと思っている不登校って多いのですよ。遅れちゃうのではないかとか心配があつて、そういう子供たちへの教材の提供が行われると、子供たちはそれだけで不登校が増えたら困るけれども、この問題は上手にやっていただいて、彼らの不安というか親も含めた、学習が遅れるんじゃないかという不安に対しての対応は不登校には大いに活用できるのではないかと思います。3点気になった点をお伝えします。

○柏沼教育長　　和田委員のほうから実体験について、それから、低学年、高学年、学年の差、最後に不登校関係の3点ございました。いかがでしょうか。

○教育指導課指導主事　　実体験の機会が失われてしまうのではないかという意見をいただきました。今回、学習用端末ＩＣＴを活用していくのですが、それのみをどんどん進めいくことではないというふうに考えております。学習用端末を活用して、効率的に進められる部分は進めていき、おっしゃっていただきました実体験ですか、子供同士の関わり合いですか、そういうったところは、逆にこれまで以上に充実させていくことが大切ではないかと考えております。

それから、小学校低学年、高学年の差ということですけれども、発達段階が大きく違いますので、まず、どういった活用ができるのか、活用の仕方自体も変わってくる。低学年であれば、カメラ機能を使って、食物の生長を記録する。高学年であれば、もっと複雑な使い方もできるとか。それぞれの発達段階に応じてその活用を進めていく。そのためのマニュアルですか、先生方の研修ですか、サポートをしていきたいと考えております。

三つの不登校対策についても、積極的に活用していきたいと考えておりますが、何でもオンラインで済ましていいものかというのもありますので、どういったサポートをしていくのがその子のためになるのかというのを考えながら進めてまいりたいと思います。

○柄沼教育長 特に二つ目の内容につきましては、やはり低学年と高学年とでは年齢差があり、学びの力が非常に違いますので、同じパンフレットなり教材なりではなくて、学年に応じた対応というのをもう少しまだ時間ありますので、来年度に向けて課長がお話しになつたように、できるところから順次に進めていく。材料は教育委員会でしっかりと作っていくということが必要かなと感じました。

また、不登校対策については、いろいろなパターンがあるような感じがします。一律にこれだけで対応できるだろうというわけにはいかない。様々なケースがあるので、オンラインで先生とお話しができるお子さんもいれば、そこが難しいお子さんもいる。そういうお子さんに対してはどういうような学習支援があるのかとか、いろいろなパターンがある。現場の先生方にいろいろ情報を聞きながら一人一人の個別にあったＩＣＴの活用というのが、いずれ求められてくる。こういう機会にこれが上手く活用できて子供たちにとって学びの一つとなればこれは素晴らしいことになると思うので、課題はまだまだたくさんありますけれども令和3年度以降の取り扱っていく内容として順次できることから進めていくというそういうふた考え方で、現場と常に連携を取りながらやっていってもらえればいいかなと思います。

○森本委員 来年の4月からＩＣＴを活用した教育を始めるということですが、活用の仕方というのは教育委員会のほうである程度目安をつけてやっていくのか。それぞれの学校固有で先生方が話し合って決めていくのか、どういう形で最初はやられていくのでしょうか。

○教育指導課指導主事 学習用端末の活用の仕方については、昨年度までの共同研究の中でＩＣＴを活用した教育について2年間研究を行ってまいりました。この教科のこういったことに活用ができる、また、こういう効果があるという成果について既に各校にお伝えをしているところです。

また、文部科学省等でも様々な事例が出されています。来年度以降、教育研究所での共同研究ですか、各校の校内研究においても積極的にＩＣＴを活用していただきながら有効な活用法について研究してまいりたいと考えております。

○森本委員 活用の仕方というのは各校それぞれでやっていくということでしょうか。

○教育指導課指導主事 各校の環境を整えて活用していただけるように、支援員も含めてサポートしていくながら、一気にどの教科でも全てＩＣＴを活用してやっていかなければならないというのは難しいところかもしれません、先生方のＩＣＴ活用の仕方をサポートしながら有効に活用していけたらと思います。

○柄沼教育長 各委員からいくつか今後の課題となるお話しがいくつかございましたけれども、一つは家庭における活用というのがポイントかなと。これをどのようにしていくか。先ほど吉田委員からもお話がありましたが、環境が整っている御家庭の保護者というのは非常に手馴れていると思うのです。極端に言えばこういったワークがくればすぐに理解できる。調査によると500世帯の通信環境が整っていない家庭の親御さんたちでも、普段は使っていると思うのですが、ＩＣＴで実際にインターネットの操作なり活用がどんなふうにできるのかなというのは親自身も心配。ＰＴＡなどの学校の集まりの中で御説明したりすれば一番いいのでしょうかけれども、なかなか一同に会しては難しいので、苦手な親御さんにはこう

いうような資料が必要だらうとか、いろいろな機会で説明したり、解説書を用意したり、そういうものをきめ細かくいくつかのパターンの中でつくっていく必要があるかもしれないですし、現場の親御さんの声もなんらかの形で学校から聞き取りをするとか、その辺りも今後詰めていく必要があるのかなと思います。何よりもまず先生方がしっかりとどういう活用していくかという計画も立てていかなければならぬし、順次、教育委員会のほうで教員の研修を始めて、また、それを受けて校内でもこれに関してはいろいろと進めているところですけれども、進捗状況も含めて随時必要に応じて更に来年度に向けて教員の力をつけていくことは必要だと思います。

また、子供たち自身も操作なり活用が分かるように先ほどの和田委員から話がありましたように、一律ではなく、低学年、高学年、中学生と大きく違いますので、この辺りについても、再度詰めてもらえばと思っております。

当初の小田原市も計画していたのを前倒しということで急遽議会でも予算をお通しいただいて、来年度令和3年度の4月から機器については全て整う形でスタートできるということですので、その間、いろいろな点で、機器の扱いに不得手な先生もいられるし、若い先生は早いかもしれませんけど、そういう教員の差が出てきますし、いろいろな面で課題がでてくると思うし、とにかく、前に進むしかないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、随時報告なり、状況を御説明いただければありがたいなと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(6) 報告事項（1）学校施設開放について

(教育総務課)

○**教育総務課長** それでは、御説明します。資料2を御覧ください。

学校施設開放につきましては、小・中学校のグラウンド、体育館等を学校教育上支障のない範囲で、地域活動や市民スポーツの場として開放しています。

8月の教育委員会定例会において、「2～8月18日時点の状況」までの御報告をさせていただきました。夏季休業期間が終了し学校が再開する8月24日から当面の間として、学校施設開放を一時中止としたものでございます。

さて、教育委員会では、これまで文部科学省が作成いたしました「学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に従いまして、小田原保健福祉事務所、あるいは学校保健会と調整しながら、おおむね2週間ごとに地域の感染レベルに応じた学校の行動基準を定め、感染症対策に努めてまいりました。

マニュアルでは、地域の感染レベルを3段階に区分しております、最も高いレベル3の行動基準では、感染リスクの高い教科活動は行わないこと、部活動においては、個人や少人数でのリスクの低い活動で、短時間の活動に限定することなどが示されております。

そこで、「3～9月4日時点の状況」でございますが、8月後半以降の地域の感染状況や学校再開後約2週間の学校の状況等を踏まえて、令和2年9月7日から地域の感染レベルをレベル3からレベル2に引き下げ、学校の行動基準を緩和することいたしました。これに

合わせまして、学校施設開放についても、9月7日から再開することとしたものでございます。

なお、参考として、6月以降の学校施設開放の中止期間を落とし込んだカレンダーを記載しておりますので、バツ印がついた期間が中止していた期間となります。御参照いただきたいと思います。

また、資料の一番下には、国の衛生管理マニュアルの改訂経過をお示ししております。本年5月22日付けのバージョン1から、9月3日付けのバージョン4まで、おおむね1か月ごとに改訂が行われてきております。

資料の説明は以上でございますが、この度の学校施設開放の一時中止につきましては、市議会に対して「速やかな施設開放の再開を求める陳情」が提出されるなど、様々な御意見が寄せられました。教育委員会として、児童生徒の安全安心を第一に考えて一時中止を判断したことについては、一定の御理解をいただいているものと受け止めておりますが、今後、一時中止の判断をするような場合には、周知の時期や方法等についても十分検討いたしまして、利用者の皆さまにもできる限りの配慮をしてまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

(質疑)

○柏沼教育長 子供の命を第一優先ということで、学校開放についても、地域の利用団体について、御不便をかけましたけれども、今現在この期間中、児童・生徒、園児も含めて感染者、陽性者が一人も出ていない。これはあくまでも子供たち自身もしっかりとマスク、うがい、3密を避ける行動を守ってきた、また、先生方の消毒も含めて、授業も工夫して一生懸命やっていただいた、また、御家庭でもお子さんに対する感染予防を徹底してやっていただいた全ての方々のおかげだと思いますし、この形で、今後も小田原市の子供たち陽性者を1人も出さないというような形で教育委員会としても学校と連携をとって進めていきたいと思いますので、今後もよろしくお願ひいたします。

(その他質疑・意見等なし)

8 教育長閉会宣言

令和2年10月27日

教 育 長

署名委員（森本委員）

署名委員（益田委員）